

平成24年8月28日 教育委員会定例会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成24年8月28日(火) 午後2時05分～午後3時15分

(報告事項・意見交換 午後3時15分～午後4時5分)

・教育委員会室

2 出席者

委員

事務局職員

委員長 土屋 嶮

教育次長 丹羽 章

委員 野原 正美

教育次長 宇野 秀宣

委員 月村 時子

義務教育総括監 加藤 壽志

委員 稲本 正

総合教育センター長兼教育研修課長 南谷 清司

教育長 松川 禮子

教育総務課長 桐山 敏通

(森口祐子委員は欠席)

教育総務課教育主管 高橋 博美

教育財務課長 山本 紳一

教職員課長 高橋 利行

学校支援課長 柿澤 雄二

特別支援教育課長 安田 和夫

社会教育文化課長 浜崎 浩之

スポーツ健康課教育主管 川治 秀輝

3 議事日程等

報告事項・意見交換等について、今会議以降、原則公開の対象とすること及び議事概要を作成することを決定。

報第1号及び報第2号並びに報告事項・意見交換等4から6までについて非公開とすることを決定。

4 会議録

平成24年7月9日開催の教育委員会会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 ( ) 書きは事務局発言
<b>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</b>	
<p>死亡退職した職員の表彰（1名）を専決したことを報告し、承認された。 本件は非公開により報告されたため、会議録は別途作成。</p>	
<b>報第2号 岐阜県教育委員会職員永年勤続表彰について（非公開案件）</b>	
<p>永年勤続表彰決定者の取り下げ申し出（4名）について表彰の取り消しを専決したことを報告し、承認された。 本件は非公開により報告されたため、会議録は別途作成。</p>	
<b>議第1号 教育委員会の点検評価について</b>	
教育総務課長	<p>「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うこととされており、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないことになっている。本県においては、岐阜県教育ビジョンの初年度に当たる平成21年度から、教育ビジョンそのものの進行管理、すなわちビジョンに掲げた施策・事業の達成状況をもって、事務の管理及び執行状況の点検評価にあてることとしている。</p> <p>平成23年度の事務の管理及び執行状況の点検評価については、事務局自らが点検評価を行って案を作成した上で、8月2日に、第三者からなる「岐阜県教育委員会点検評価委員会」を開催し、委員の皆様方から意見をいただいたところである。</p> <p>平成23年度の点検評価については、195の施策を対象にAからDまでで評価を行ったところ、内訳は、A評価15、B評価173、C評価7、D評価なしであり、おおむね順調に達成できているという評価である。</p> <p>点検評価委員からは、個々の点検評価そのものについては了解いただけただけのもの、現行の教育ビジョンが来年度には期間満了となることから、4年目の点検評価となる次の報告においては、定量的な評価に加えて、定性的な評価の実施、報告書記載の内容についても、次期ビジョンにつながる内容とされることを望むご意見をいただいた。</p> <p>今回の点検評価により浮かび上がった個々の施策・事業に関する課題等については、今後、事務事業の執行の中で更に改善を図るなど、次のビジョンにつながるよう足元を固めて対応してまいりたい。</p>
稲本委員	B評価が多くなる傾向があるので、5段階評価にするとよいのではないかと。
教育総務課長	過去からの点検評価の経緯もあり、AからDの4段階評価を行っているが、確かにB評価が多くなっている。
教育長	<p>今回、D評価がなく、AからCの評価のみとなっている。</p> <p>事務局としては、ほとんどがB評価であるということは、課題があるという現状認識に立って、A評価に向けて取り組んでいく必要がある。</p>

月村委員	平成21年度から平成23年度まで、3年連続でA評価が続いているものと、C評価が続いているものについて、説明してほしい。
教育総務課長	<p>C評価が3年続いているものについては、例えば、学校設備の改修については、財政難など経済情勢により、要望があってもお応えできないものがある。また、修学支援の推進については、申請に基づき交付はしたものの、経済的な事情により、返還できない者もいて、債権の回収ができていない部分がある。</p> <p>A評価が3年続いているものについては、例えば、国体関連施設改修工事の実施など、計画を立て、作ることを目標としていたものが完成したケースがある。</p>
月村委員	総合型地域スポーツクラブの設立等がC評価なのはなぜか。
教育総務課長	<p>スポーツクラブ数の目標値を100としており、現状71まで設立されているが、7割達成ではBとはいえず、課題があるのでC評価とした。少しずつ増えてきているが、B評価までには達していないという考え方である。</p>
月村委員	なぜ目標値を100クラブとしたのか。
スポーツ健康課教育主管	<p>総合型地域スポーツクラブには歴史があり、創設当初の県内99市町村に1クラブずつ設立したいということで、100クラブを目標とした。この100クラブを目指して、岐阜の生涯スポーツを振興していこうという考え方が残っている。</p> <p>平成8年に1つからスタートし、平成20年には57クラブ、平成23年には71クラブにまで増え、目標達成に向かって、子ども達に限らず生涯を通じてスポーツをする人口を増やす取り組みを着実にやってきている。</p>
稲本委員	<p>目標の立て方によって達成度合いの評価が変わってくる。数ではなく、本当は、中身を良くすることの方が課題となっている場合もある。目標の立て方自体を評価することも必要なのではないか。</p> <p>岐阜県の食育は、給食甲子園で郡上市白鳥学校給食センターが優勝するなど頑張っているから、評価が高いと思っていたら、B評価である。私から見ればA評価でもよいと思う。目標の立て方と達成度をよく検討してもらいたい。</p>
委員長	私立大学では、自己評価は難しいので、お互いが審査委員になって各大学を回って審査し合っている。
稲本委員	確かに、評価に客観性があるかどうかも重要である。
野原委員	今回評価が下がったものについては、どこかに記載があるか。
教育総務課長	<p>資料冒頭に、評価がAからBになったものとして、岐阜県ふるさと教育表彰の実施について、応募校の減少によるものであり、大学の知的資源を活用した生涯学習の推進については、受講者の減少によるものである旨を記載している。</p>
野原委員	評価がAからBになったものについて、A評価に戻そうと努力しているか。
教育総務課長	<p>今年度の取り組みにおいて努力をしているところである。</p>

月村委員	評価の段階について、B評価の中でも、よりAに近いBと、よりCに近いBがあるはずなので、それが分かるように表記してほしい。
教育総務課長	（例えばBプラスなど、表記の工夫をしてニュアンスを出せるよう工夫してまいりたい。）
委員長	議第1号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により可決する。
<b>議第2号 岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について</b>	
教育総務課長	（岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について、文書作成の原則について所要の規定整備を行うこととお諮りする。 国においては公文書管理法、知事部局においては岐阜県公文書規程に相当するものが、岐阜県教育委員会公文書規程であり、国及び知事部局においては、すでに同じ内容の規定改正を行っている。 東日本大震災における福島第一原子力発電所の対策会議において会議録が作成されていなかったこと等の反省を踏まえ、意思決定過程の文書等を作成する義務を明確化するために、「文書作成の原則」として議事録等の作成を義務付ける規定を追加するものである。）
委員長	職員の人事に関する事項について、意思決定過程を議事録にするのは難しいのではないか。
教育総務課長	（人事に関しては、プライバシーの問題等もあり、確かに難しい面もある。権力の行使に関するものについては議事録を作成するが、職員内部の打ち合わせについては、ケースバイケースの対応とするなど、事案の重軽に応じて、逐語に近い形で記録を残す「議事録」、発言者と発言の概要等を記載する「議事要旨」、結論と主な発言等のみを記載する「議事概要」という、3つの段階に分けて対応する。）
委員長	議第2号について、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により可決する。
<b>議第3号 岐阜県重要文化財の指定解除について</b>	
社会教育文化課長	（岐阜県文化財保護条例に基づき、県内に所在しなくなった県重要文化財について、指定を解除することについてお諮りする。 当該県重要文化財は、個人が所有する「刀銘来国真」で、所有者が売却した後、東京都千代田区在住の新所有者が東京都に対して所有者変更の届け出を提出したことにより、県内に所在しなくなったことが判明した。 本件については、7月9日に岐阜県文化財保護審議会に諮問し、同日付で、指定解除するよう答申を受けている。 本件解除により、県重要文化財の工芸品県指定が、101件から100件となる。）
稲本委員	東京都に所在することになると、東京都の文化財になるのか。
社会教育文化課長	（東京都の重要文化財に指定するかどうかは、東京都が判断することになる。）

稲本委員	一般的には、どれくらいの確率で指定されるものか。
社会教育文化課長	〔 県重要文化財が県外へ移動した後どうなったかについては、把握していない。 〕
野原委員	個人の持ち物については、県重要文化財であっても、売買は自由に行えるのか。
社会教育文化課長	〔 基本的には自由であるが、県条例に基づき県への届け出が必要となる。 〕
委員長	流出させたくない個人所有の県重要文化財については、岐阜県で買い取るということもありうるか。
社会教育文化課長	〔 岐阜県が買い取ることは、可能性としては低い。 〕
委員長	議第3号について、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により原案どおり可決する。
<b>○ 閉会</b>	
委員長	午後3時15分閉会を宣言する。
<b>○ 報告事項・意見交換等</b>	
<p>(1) 岐阜県のいじめ問題の現状と取組</p> <p>(2) 岐阜県教育委員会における障がい者雇用の状況について</p> <p>(3) 「平成25年度公立高校をめざす皆さんへ」の作成について</p> <p>(4) 岐阜県博物館協議会委員の候補者名簿について</p> <p>(5) 岐阜県美術館協議会委員の候補者名簿について</p> <p>(6) 岐阜県スポーツ推進審議会委員の候補者名簿について</p> <p>(7) 平成24年度教育委員行事予定について</p>	